

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

(創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例、人材流動化支援施設の設置)

(国家戦略特別区域法第19条の2、第36条の3)

規制改革の内容

特例措置前

- ・スタートアップ企業の課題は、質の高い人材確保
- ・退職した国家公務員が、再び採用された場合、退職手当の算定に係る「勤続年数」は再採用の時点から起算

特例措置

- ・スタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合(3年以内)、「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算
- ・スタートアップ企業と人材をマッチングする「人材流動化センター」を設置

効果

創業者の人材確保を支援

規制改革の概要

創業者の人材確保・官民の人材移動の促進



【最終退職時の退職手当の算定に係る勤続年数】

